

議案第 38 号

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年愛西市条例第 145 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 5 月 30 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の措置を講ずる必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた愛西市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。